

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ オープンカウンター方式とは、相手方を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記2の問い合わせ先までご連絡下さい。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

2 問い合わせ先

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

代表電話番号 078-341-7441（内線2256）

上記の内線番号に連絡し「〇〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。担当者から説明いたします。

※見積書提出後は当該調達に関する異議の申し立ては受け付けません。

3 見積書の提出

- (1) 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とします。
- (2) 仕様書に「相当品可」等の表示がある場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めます。但し、事前承認を必要とし、別途指定する期日までに相当品に係るカタログ又は仕様書を持参、郵送するかファクシミリにより申請することとします。
- (3) 見積書は上記2へ提出してください。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格を満たす最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）とし、併せて消費税についても記載して下さい。

なお、消費税額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額として下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者の方にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積提出期日後、上記2にお問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在又は予定価格に達した見積書がない場合は、別途選定した者への見積依頼、又は随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

ポリスメイト の購入
仕様書（件名番号 2 5 4 0 0 5）

（一般事項）

品名・数量	別紙のとおり
納入期限	令和 7 年 7 月 3 1 日（木）
納入場所	兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号 兵庫県警察本部 刑事部科学捜査研究所
見積書提出期限	令和 7 年 6 月 1 2 日（木）午後 1 時まで
見積書提出先	神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号 兵庫県警察本部総務部会計課用度係 0 7 8 - 3 4 1 - 7 4 4 1（内線 2 2 5 6）

（特記事項）

・納入物品

納入物品については上記のとおりであるが、それと同等又は同等以上の場合は事前に連絡して確認を受けること。

また、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律に適合した物品を納入するよう努めること。

・納品書等

納品に際しては、納品日を記載した納品書等を立会いの職員に交付し、納入物品の数量等の確認を行うこと。なお、配送業者に委託する場合は、納入物品と納品書等をセットにして配送すること。

請求書については、納品完了確認後に提出すること。

【見積書記載要領】

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントは必須です。

宛名は
支出負担行為担当官
兵庫県警察会計担当官

支出負担行為担当官
兵庫県警察会計担当官 殿

下記のとおり御見積り申し上げます

御見積書

例：
兵庫県 * * 市 * * 町 * * 番地
株式会社 * * * * *
代表取締役 * * * *
発行責任者 * * * *
本件担当者 * * * *
電話番号 * * - * * - *

住所・電話番号

社名

代表者氏名

発行責任者

本件担当者

件名番号を記載

件名番号254005

見積書提出日を記載

令和 年 月 日

消費税込の見積額を記載

合計金額 ￥ 〇〇, 〇〇〇- (消費税込)

※ 必要な要件を満たしていれば
押印省略可能です！！

品 名	規 格	数 量	単価	金額
□□□□	* * * *	× 個	〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
小 計				〇〇, 〇〇〇
消費税				〇, 〇〇〇
合 計				〇〇, 〇〇〇

消費税は円未満切捨て

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、兵庫県警察の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次にいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が暴力団、又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者。

ア 暴力的な要求行為を行う者。

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ 偽計又は威力を用いて兵庫県警察又はその職員の業務を妨害する行為を行う者。

オ その他前各号に準ずる行為を行う者。

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以 上